

平成28年4月

サービス付高齢者向け住宅の建築基準法上の用途判断について

サービス付高齢者向け住宅の建築基準法上の用途判断については、下表のとおりとします。

各戸に便所・洗面所 ・台所が揃っている (浴室の有無は問わない)	○ ※1	×	
老人福祉法上の 有料老人ホームに該当 ※2		○	×
建築基準法上の用途	共同住宅	有料老人ホーム	寄宿舍

(平成23年10月の国土交通省案と同じ内容です。)

※1 各戸に便所・洗面所・台所が揃っている場合は、老人福祉法上の有料老人ホームに該当するものであっても、共同住宅と判断します。

※2 サービス付高齢者向け住宅の登録内容、あるいは介護保険課との協議などにより確認してください。

なお、上記の取扱いは、サービス付高齢者向け住宅の登録を行う場合に限りです。